

労務 ROAD

■新型コロナウイルスに関する Q&A

厚生労働省から出された企業向け Q&A の一部をご紹介します。

Q1: 湖北省または浙江省への渡航歴がある方は帰国後いつから出勤できますか。
14 日以内に湖北省または浙江省への渡航歴がある方が、発熱や呼吸器症状がある場合には、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。上記以外の方は、出勤を停止する必要はありません。
Q2: 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。
新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。
Q3: 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。
新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。 ※通常の病気による欠勤と同様、要件を満たす場合は傷病手当金が支給されます。
Q4: 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。
年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方向的に取得させることはできません。

【厚生労働省 より】

■小学校等の休校に伴う保護者の休暇取得支援助成金

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校・幼稚園等の休校に伴い、子の保護者である労働者（正規・非正規問わず）が仕事を休んだ場合に、所得を補償するための助成金制度の創設が厚生労働省より発表されています。

要件	<p>臨時休校した小学校等に通う子、または、新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に賃金全額支給の有給休暇を取得させること。</p> <p>※テレワークなどで在宅勤務をする場合、従業員側の判断で年次有給休暇を取得した場合は対象外</p>
適用日	2020年2月27日～3月31日の間に取得した休暇
支給額	休暇中に支払った賃金相当額の100% (大企業、中小企業ともに日額上限 8,330 円)

★2020年3月9日時点の情報です。詳細は発表され次第、ご案内いたします。

【厚生労働省 より】

VOL.686
(2003—2)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当: 矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルスの影響で
前年同月と比較して売上が
10%以上低下している企業
については雇用調整助成金の
特例が適用されます。
新型コロナウイルスの影響により
従業員を休業させる事業主様は
一度ご相談ください！



新型コロナ関連の助成金情報は配信時の最新情報を掲載しておりますが、支給要件等が随時変更されているため、詳細につきましてはお問合せください。労務 ROAD でも最新情報が配信され次第、ご案内させていただきます。

(矢尾)

3月 労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
(労務 ROAD VOL.679 もご参考にご覧ください)
- ・新年度に向けた準備
- ・自殺対策強化月間